

○会期：2月18日～3月19日(30日間) ○市長提出案件：90件、議員提出議案：7件

■市長提出案件

令和3年度当初予算を可決（総額2兆7,493億円）

1 令和3年度予算及び関連議案

成立した令和3年度予算の概要は、「令和3年2月定例会の概要②(速報版)」に掲載しています。



(1)「令和3年度名古屋市一般会計予算」→賛成多数により附帯決議を付して原案どおり可決

○ 本件については、自民党・名古屋民主・公明党の3会派共同により、次の附帯決議(強い要望・意見)が提出され、3月19日の本会議において採決を行った結果、賛成多数により附帯決議を付して原案どおり可決しました。

▼ 附帯決議(強い要望・意見)の内容 ▼

- 1 現在の特別職秘書は、その職責を果たしたことによる具体的な成果の説明が一切できておらず、市民や議会に対して十分な説明責任を果たしているとは言い難く、また、市長においても報告書を十分に理解していないなど、特別職秘書に対する管理監督責任を果たしているとは言い難い状況であり、その設置の必要性が全く認められないことから、特別職の秘書の職の指定等に関する条例の改廃を早急に検討すること。

(2)「令和3年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算」

→ 賛成多数により附帯決議を付して原案どおり可決

○ 本件については、自民党・名古屋民主・公明党の3会派共同により、次の附帯決議(強い要望・意見)が提出され、3月19日の本会議において採決を行った結果、賛成多数により附帯決議を付して原案どおり可決しました。

▼ 附帯決議(強い要望・意見)の内容 ▼

- 1 名古屋城天守閣木造復元に係る予算については、文化庁の文化審議会において正式に「木造復元」の許可がされた後に執行すること。

(3)「令和3年度名古屋市国民健康保険特別会計予算」などの予算17件

→ いずれも全会一致または賛成多数により原案どおり可決

(4)「名古屋市指定管理者選定委員会条例の一部改正について」など27件

→ いずれも全会一致または賛成多数により原案どおり可決

2 令和3年度予算に関係のない案件

(1)「令和2年度名古屋市一般会計補正予算(第15号)」などの補正予算12件

→ いずれも全会一致または賛成多数により原案どおり可決

(2)「名古屋市特定非営利活動促進法施行条例及び名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例の一部改正について」など21件

→ いずれも全会一致または賛成多数により原案どおり可決

(3)「補正予算に関する専決処分について」などの承認案件10件

→ いずれも全会一致により承認

(4)「訴訟上の和解について」

→ 賛成多数により**附帯決議を付して原案どおり可決**

- 陽子線がん治療施設整備事業の一時凍結などに伴う株式会社日立製作所との訴訟について、裁判所の勧告に従い訴訟上の和解をするものです。

＜和解の内容＞

1. 本市は日立に対し、和解金3億8,500万円(税込)を支払う
2. 日立及び本市は、管理業務の開始が遅れた8カ月間の対価4億4,323万円余(税抜)は発生しないことを確認する
3. 管理業務の契約期間を8カ月間延長し、本市は日立に対し、延長期間分の対価4億4,323万円余(税抜)を支払う

- 本件については、自民党・名古屋民主・公明党・日本共産党の4会派並びに無所属の横井議員共同により、次の附帯決議(強い要望・意見)が提出され、3月19日の本会議において採決を行った結果、賛成多数により附帯決議を付して原案どおり可決しました。

▼ 附帯決議(強い要望・意見)の内容 ▼

- 1 一時凍結に係る市民の皆様が負った損害に対し、市長は市民に向き合うことなく、いたずらに事実をゆがめた説明を繰り返した。これら損害を市民が負わなければならない根拠は質疑の中でも最後まで確認できなかったことから、責任は市長にあることを確認するとともに、市長は相応の対応をするなど市民の理解を得ること。

■ 議員提出議案

1 「愛知県知事解職請求に係る不正署名問題について真相究明を徹底して行うことを求める決議案

→ 全会一致により**原案どおり可決**

- 民主主義を守るため、愛知県知事解職請求に係る不正署名問題について、関係機関の綿密な連携・協力により、真相究明を徹底して行うことを強く求めるものです。

2 「本会議において、具体的な根拠を示すことなく、侮辱もしくは名誉毀損になりかねない と発言した大村光子議員に対し、猛省と発言の撤回を求める決議案」

→ 賛成多数により**原案どおり可決**

- 減税日本ナゴヤ所属の大村光子議員に対し、議案質疑に多大なる混乱を招いたことに対する責任を重く受け止め、猛省と発言の撤回を強く求めるものです。

3 「意見書」(3件) → いずれも**全会一致**により**原案どおり可決**

- ・ 次の3件の意見書を可決し、国会及び関係行政庁に提出しました。



○ まちのにぎわい創出に向けた大規模小売店舗立地法の見直しを求める意見書

大規模小売店舗が地域コミュニティーの一員であることを深く自覚し、まちのにぎわい創出に向けて、地域との連携や地域社会への積極的な貢献を促す大規模小売店舗立地法の見直しを行うよう強く要望するものです。

○ 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

性犯罪における暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の見直しについて検討することなどを強く要望するものです。

○ 犯罪被害者支援の充実を求める意見書

犯罪被害者の損害回復の実効性を確保するため、民事訴訟等を通じて、迅速かつ確実に損害の賠償を受けることができるよう、必要な措置を講ずることなどを強く要望するものです。

※ 決議・意見書の全文は市ウェブサイト(市会情報)でご覧いただけます。

4 「名古屋市会会議規則の一部改正について」及び「名古屋市会委員会条例の一部改正について」

→ いずれも**全会一致**により**原案どおり可決**

本紙は速報版です。令和3年5月に発行予定の「市会だより」(2月定例会特集号)もぜひご覧下さい。
この定例会の概要(速報版)は、市ウェブサイト(市会情報)でもご覧いただけます。
市ウェブサイト(市会情報)〔アドレス <https://www.city.nagoya.jp/shikai/>〕からお入り下さい。